

奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十七号

奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当居宅サービスに関する基準（第四十四条―第四十八条）」

を
「第五節 共生型居宅サービスに関する基準（第四十三条の二・第四十三条の三）

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準（第四十四条―第四十八条）」

に、「削除」を「共生型居宅サービスに関する基準（第百十五条―第百三十二条）」に、

「第六節 基準該当居宅サービスに関する基準（第百八十四条―第百九十条）」を
第

六節 共生型居宅サービスに関する基準（第百八十三条の二・第百八十三条の三）

七節 基準該当居宅サービスに関する基準（第百八十四条―第百九十条）」に

改める。

第一条中「第七十条第二項第一号」の下に、「第七十二条の二第一項第一号及び第二号」を加える。

第二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 共生型居宅サービス 法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第十一条中「居宅介護支援事業者」の下に「（法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）」を加える。

第十四条中「奈良県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等に関する条例（平成二十七年三月奈良県条例第七十一号。以下「指定居宅介護支援等基準等条例」という。）第十六条第九号」を「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十三条第九号」に改める。

第十五条第一項中「提供する者」の下に「（以下「居宅介護支援事業者等」という。）を加える。

第二十九条第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

第三十六条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第六十六条第二項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に對して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第二章第五節を同章第六節とし、同章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型訪問介護の基準）

第四十三条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十七号。以下「指定障害福祉サービス基準等条例」という。）第六条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下この条及び第八十三条の二において「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。第一号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。同号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス基準等条例第六条第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事

業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス基準等条例第五条第一項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第四十三条の三 第五条、第六条（第一項を除く。）及び第七条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第六条第二項中「利用者」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第六十条中「第三十二条」の下に「から第三十六条まで、第三十七条」を加える。

第六十四条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、第三十七条」に、「及び第四十九条並びに前節」を、「第四十九条及び第四節」に改める。

第六十六条第五項中「第七十一条第十項」を「第七十一条第十四項」に改める。

第七十条第一項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第八十条中「第三十二条」の下に「から第三十六条まで、第三十七条」を加える。

第八十二条第一項中「は、」を「が」に、「指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
- 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上

第八十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

第八十三条第一項中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第八十七条第三項及び第四項中「又は言語聴覚士」を「若しくは言語聴覚士」に改める。

第九十一条中「看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第九十二条第一項第一号イ中「看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第九十三条第一項中「薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第九十六条第一項第一号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第三項を削る。

第九十七条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第九十六条第四号中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

第一百零四条中「第三十四条」の下に「から第三十六条まで、第三十七条」を、「第四十一条」の下に「第四十三条」を加える。

第七章第五節を次のように改める。

第五節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型通所介護の基準）

第一百五十五条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準等条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準等条例第四百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準等条例第五百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十五号。以下この条において「指定通所支援基準等条例」という。）第六条第一項に規定

する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準等条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準等条例第七十四条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準等条例第七十三条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準等条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準等条例第四百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準等条例第五百五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準等条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準等条例第七十四条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）、（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準等条例第八十条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準等条例第四百三十三条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準等条例第五百十三条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第一百六条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條から第三十九條まで、第四十一條、第四十三條、第五十七條、第一百條、第一百二條、第一百三條第四項及び第五項並びに前節(第一百十四條を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十條に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第一百八條に規定する運営規程をいう。第三十四條において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第二十八條及び第三十四條中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第一百三條第五項中「第三項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第一百六條第二号、第一百七條第五項並びに第九條第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第一百三條第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十七條」とあるのは「第二十七條」と、同項第四号中「次条において準用する第三十八條第二項」とあるのは「第三十八條第二項」と読み替えるものとする。

第一百七條から第三十二條まで 削除

第三十六條中「第三十七條まで」を「第三十六條まで、第三十七條」に改める。

第三十九條第一項ただし書中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第四十三條第一項中「作業療法士」の下に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第四十九條第四項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

第五十四條第二項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第五十六條中第五項を削り、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置すること。
- 二 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第五十六条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第六十六条第二項中「(指定居宅介護支援等基準等条例第五条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)」を削る。

第六十九条第二項第三号中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改める。

第七十条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第七十六条中第七項を削り、第八項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置すること。
- 二 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第七十六条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

第八十三条中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に、「第七十六条第八項」を「第七十六条第七項」に改める。

第九十条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、第三十七条」に改め、「静養室等」の下に「と、第六十九条第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十七条」とあるのは「第二十七条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十八条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第四十条第二項」とあるのは「第四十条第二項」を加える。

第九章第六節を同章第七節とし、同章第五節の次に次の一節を加える。

第六節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第八十三条の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(

指定障害福祉サービス基準等条例第百四条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス基準等条例第百条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。
- 二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百八十三条の三 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条から第四十一条まで、第四十三条、第五十七条、第九十九条、第一百一十一条、第一百十二条、第一百四十八条、第五十条、第五十二条第一項及び第九項並びに第四節（第七十条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第百六十五条に規定する運営規程をいう。第百五十三条第一項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第九十九条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百五十三条第一項中「第百六十五条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第百五十六条第三項、第百五十七条第一項及

ひ第六十四条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第六十九条第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十七条」とあるのは「第二十七条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十八条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第四十条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と読み替えるものとする。

第九十二条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第九十三条第二項第四号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成三十年三月奈良県条例第六十六号）第四十四条に規定するユニット型介護医療院をいう。第二百九条及び第二百七条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第九十四条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第九十六条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第九十六条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第二百四条に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとな

る利用者数

第二百五条第二項第三号中「第九十六条第六項」を「第九十六条第五項」に改める。

第二百九条第二項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第二百十一条中第七項を削り、第八項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二百十一条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

第二百十七条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者

第二百八条中「第九十六条第六項」を「第九十六条第五項」に、「第二百十一条第八項」を「第二百十一条第七項」に改める。

第二百二十条第八項中「のうち一人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第二百二十八条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

実施すること。

第二百二十八条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第二百三十八条第二項第三号中「第二百二十八条第六項」を「第二百二十八条第五項」に改める。

第二百三十九条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第二百四十条中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第二百四十九条第二項第八号中「第二百二十八条第六項」を「第二百二十八条第五項」に改める。

第二百五十条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第二百五十七条第一号中「利用料」の下に「全国平均貸与価格」を加え、同条に次の一号を加える。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第二百五十八条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第二百六十五条中「第三十五条」の下に「第三十六条、第三十七条」を加える。

第二百六十七条中「から第三十七条まで」を「第三十六条、第三十七条」に改める。

第二百七十八条中「第三十五条」の下に「第三十六条、第三十七条」を、「「利用者」と」の下に「第三十三条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

附則第十一条第一号中「以下」を「老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。次条において同じ。」（以下この号において）に改める。

附則に次の三条を加える。

第十九条 第二百二十条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第二十一条において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外

部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者との員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適當数

第二十条 第二百四十二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適當数とする。

第二十一条 第二百二十二条及び第二百四十四条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百五十七条第一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条

例（以下「旧指定居宅サービス等基準等条例」という。）第九十一条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、旧指定居宅サービス等基準等条例第九十一条から第九十三条まで及び第九十六条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。